

CHEA「アクレディテーション機関の 認証に関する基準・手続」

(2021. 10. 4 CHEA 理事会承認)

CHEA Standards and Procedures for Recognition of Accrediting
Organizations (Approved by the CHEA Board of Directors-October 4, 2021)

訳 早 田 幸 政*

解 説

1. 米国アクレディテーション・システムと CHEA の役割

米国では、自立的な高等教育団体が自身の基準により、個別高等教育機関や教育プログラムを評価することを通して、その質の維持・向上を図ることを内容とする「アクレディテーション」が制度化されている。

一方、アクレディテーション機関も、適切な質保証活動を継続して行っていくため、定期的に外部評価を受け適格認定を得ることになっている。この外部評価・適格認定が「認証 (recognition)」である。その「認証」活動を、連邦教育省 (U.S. Department of Education, USDE) と並立的に行っているのが、大学等をメンバーとする自立的な非政府組織の「高等教育アクレディテーション協議会 (Council for Higher Education Accreditation, CHEA)」である。アメリカ高等教育界におけるアクレディテーション機関としての「市民権」を公的に獲得しその地位をゆるぎないものとする上で、CHEA の認証が必要不可欠である。

2021年10月、CHEA は、理事会決定によって、「認証」活動の準則であ

* 所員・中央大学理工学部教授

る「ア krediteーション機関の認証に関する基準・手続」の大幅改定を行った。2018年9月決定の旧来の基準・手続については、『中央大学論集』第43号にその訳文を掲載している。今回登載するのは、上記大幅改定を見た2021年10月の CHEA 理事会決定「ア krediteーション機関の認証に関する基準・手続」であり、その全文を邦訳した。次に、その主要改定箇所を簡単に見ておきたい。

2. 全面改訂版「ア krediteーション機関の認証に関する 基準・手続」の主要改定の概観

2021年に全面改定された「ア krediteーション機関の認証に関する基準・手続」(以下、「2021年改定『基準・手続』」と略記)の主要改定箇所は、おおよそ次の諸点である。

第1は、今回全面改定された「2021年改定『基準・手続』」では、とりわけ、「認証」活動の主目的として、各ア krediteーション機関に対し「多様性」、「公平性」及び「インクルージョン」を履行していることの証明責任を課すことに焦点をあてる旨標榜しその趣旨が改定条規にも反映されたことである。そうした制度的改変を行った所以は、a) 「多様性」、「公平性」及び「インクルージョン」は、文化的アイデンティティに根差す市民社会固有の概念であるにもかかわらず、ここ数年来、米国社会に2極間対立がもたらされていること、b) CHEA は、平等社会における幸せの道筋を希求する権利が全ての人々に与えられているとの立場に立ちつつ、大学・カレッジとして、「変革 (change)」の基礎として、「基本的生存権 (just the simple right to “be”）」に根差した思想の自由、個人主義、平等を後押しする責務を負っていること、c) 以上の理由から、CHEA が「多様性」、「公平性」及び「インクルージョン」の十分な尊重が、高等教育の質保証と密接に関係しているという視点を堅持していること、の諸点にあるとされている。なお、各ア krediteーション機関による質保証活動を通して、各高等教育機関に対し「学生の達成度 (student achievement)」に係る達成度評価の挙証を求めるという教育研究の質保証に係る CHEA の

従来方針は、今回の改定においても依然継承されている。

第2は、CHEAの従来の「認証基準 (Recognition Standards)」が「A. 教育研究の質を高めるとともに、『学生の達成度 (student achievement)』の向上を図っていること」、「B. パフォーマンスのアカウントビリティと透明性が確保されていることを社会に対して証明し得ていること」、「C. 効果的なア krediyeteyshon no shikumi to seisaku teiki o yuzushite iru koto」の3領域構成となっていたのに対し、「2021年改定『基準・手続』」では、そうした領域表示を改め、基準の規範性を強調する4か条の上記へと内容・表現法の変更がなされたことである。具体的には、「認証基準」は、「認証基準1. 教育研究の質と『学生の達成度 (Student Achievement)』」、「認証基準2. アカウントビリティと透明性 (Transparency)」、「認証基準3. ア krediyeteyshon no kousei to seisaku teiki」の3か条に加え、米国以外でア krediyeteyshon kakuo o yotte iru mekano o taisho ni、「認証基準4. 『国際ア krediyeteyshon (International Accreditation)』を行うための能力と法令遵守」に係る条規が置かれた。そして、4つの基準の各別に、その解釈指針としての性格を併有する実施細則が新設された。

第3は、新たに、上記「認証基準」1～4毎に設定された実施細則の各別に「参考的な証拠書類の例示」の項が設けられ、それぞれの細則規定の要件充足の状況を挙証する上で必要な内容・証拠書類 (例) が示されたことである。

第4は、CHEAによる「認証」の後、個別ア krediyeteyshon mekano ni taishi, CHEA ga ikuu foorooappu chousa ni kansuru kishu ga, 従来のものに比し相当程度詳細化されたことである。

* * *

++CHEA “CHEA Standards and Procedures for Recognition”

(Approved by the CHEA Board of Directors October 4, 2021)

CHEA のミッション・ステートメント

「高等教育ア krediteーション協議会（Council for Higher Accreditation, CHEA）」は、ア krediteーションの重要性とその自律的運用の大切さを唱道するとともに、ア krediteーション機関の「認証（recognition）」と高等教育の質に対して負っている責務の履行を通じ、CHEA のメンバー、学生及び社会に対して貢献している。

CHEA の“多様性（diversity）”，“公平性（equity）”，“インクルージョン（inclusion）”に関する方針

「高等教育ア krediteーション協議会（Council for Higher Accreditation, CHEA）」は、非営利のサービス提供組織であり、高等教育機関、ア krediteーション機関とその意思決定組織及びその機関のスタッフ並びにそれらグループによって役務の提供を受けている全ての人々の「多様性（diversity）」への理解とこれを尊重している旨の証明が可能な環境・条件を育みその促進を支援している。我々は、そうしたグループのこれまでの活動実績や伝統が、CHEA の方針、手続及び日常活動をより充実していくことに貢献できていると信じている。

「多様性」, 「公平性（equity）」, 「インクルージョン（inclusion）」に対する CHEA の責務は、CHEA 自身のミッションの指導原理であるとともに、高等教育機関、学生とその家族を公平に扱うための下支えとなっている。

「多様性」, 「公平性」及び「インクルージョン」（DEI）は、文化的アイデンティティに根差すもので、市民社会固有の概念である。しかしながら、2020年、これらの言葉は、アメリカ国内の様々なグループ間の暴力を伴うような2極間対立をもたらした。2極間対立に伴って、アメリカ国民は、互いに隣人に怯え合い、異なるグループの人々と距離が生じ、アメリ

CHEA「ア krediteーション機関の認証に関する基準・手続」

カが一つの国家として全ての人に自由で平等であることを再確認してもらうために多くのことをしなければならないということを新たに認識するに至った。

CHEA は、全ての人々が平等であることを信ずるとともに、平等な社会における幸せの道筋を希求する権利が全ての人々に与えられているという立場に立っている。大学・カレッジは、変革 (change) の基礎として、「基本的生存権 (just the simple right to “be”）」に根差した思想の自由、個人主義、平等を後押しするものである。

高等教育並びにそれに関わる学生とその家族、その他の関係する機関に対する CHEA の責務は、教育研究の質保証に根拠づけられている。我々は、「多様性」、「公平性」及び「インクルージョン」の十分な尊重が、高等教育の質保証と密接に関係していると信じている。CHEA は、「多様性」、「公平性」及び「インクルージョン」が、「学生の成功 (student success)」に寄与していることを、そして、「学生の成功」は、より健全で啓蒙的な社会の発展に貢献するものであることを確信している。

はじめに

「高等教育ア krediteーション協議会 (Council for Higher Accreditation, CHEA)」の公式文書である「ア krediteーション機関の認証に関する基準・手続 (CHEA Standards and Procedures for Recognition)」は、CHEA の認証を希望するア krediteーション機関に対しそのためのガイドラインを提示する。CHEA の認証プロセスに固有の基準、手続及び基本用語の意義は、この文書中に記述されている。

CHEA の認証プロセスでは、初めての認証を希望するア krediteーション機関、認証の効果の更新を希望するア krediteーション機関のいずれに対しても、厳格な審査が行われる。

CHEA について

CHEA は、十全なア krediteーションを通じ、高等教育の発展に責任

を負う組織体として、1996年に設立された。アクレディテーションとは、高等教育界によって創設・活用されているもので、質の保証・向上を目的に、高等教育機関や教育プログラムを対象とした厳格な評価を伴う外部者による質の審査プロセスのことを指している。CHEAの営む「認証（recognition）」は、各アクレディテーション機関が、CHEAの認証基準を充足していることを公知しようとするものである。

アクレディテーション機関は、「アクレディテーション」に係る判断を下すことを目的に、高等教育機関や教育プログラムを審査・評価するために構造化された組織体である。CHEAは、非政府組織であるところの地域別（regional）、全国横断的な職種別、宗派別及び教育プログラム別のアクレディテーション機関を「認証」する。CHEAによる認証は、アクレディテーション機関の基準、組織体制とその活動が、アクレディットの対象となる高等教育機関や教育プログラムにおける倫理に適った活動実践と意思決定における誠実性、教育研究の質、改善・向上の取組、アカウントビリティ並びに必要性に応じた柔軟性や試行的実践を促進しているかどうかを確認するものである。

CHEAは、「アクレディテーション」の価値とその組織・活動上の自律性を唱道することを通じ、アクレディテーション組織を「認証」するとともに高等教育の質の維持に関する責務の履行を通じ、学生や社会全体に貢献している。CHEAは、「多様性」、「公平性」及び「インクルージョン」が、教育の質保証に密接に関連していることを確信している。

CHEAの「認証」は、連邦教育省（U.S. Department of Education）が行う認証とは別個のものであり、これとは独立したものとして行われる。

「認証」活動の概観

目 的

「認証（recognition）」とは、アクレディテーション機関が、次のような営みを行っていることを、高等教育界並びに社会に向け公にするものである。

CHEA「ア krediteーション機関の認証に関する基準・手続」

- A. 高い誠実性を伴う活動実践と高度に倫理的な態度で、高等教育機関や教育プログラムに貢献するとともに、「多様性」、「公平性」及び「インクルージョン」の責務を履行していることを証明し得ている。
- B. 教育研究の質と継続的な改善・向上を促進している。
- C. ア krediteーションに係る諸決定を伝えることを通じ、高等教育界、学生並びに社会に貢献している。
- D. 高等教育における教育研究上の質に関する判断を行っている。
- E. 教育研究の質に関する基準・方針を適用・執行している。
- F. 高等教育機関自身のミッション・目的を承認し支持している。

「認証」の内容・範囲

各ア krediteーション機関が、認証を受けることに伴い公式文書として保有する活動上の「内容・範囲 (scope)」に係る書面は、CHEAが「認証」したア krediteーション活動の中身を、高等教育界並びに社会一般に伝えるために用いられる。その公式文書中には、次のような情報を盛り込むものとする。

- A. 高等教育機関若しくは教育プログラムの形態。
- B. 学位のレベル——CHEAは、ア krediteーションの対象とする高等教育機関若しくは教育プログラムの過半数が準学士 (associate degree) 以上のレベルの学位を授与している場合に限り、当該ア krediteーション機関を認証できる旨指定している。
- C. ア krediteーション活動を行う地理上の範囲。

学位授与に照準化したア krediteーション活動に関わる唯一の情報源は、「認証」の内容・範囲を指示する公式文書である。学位授与を伴わない教育活動を対象としたア krediteーション活動の情報は、この「認証」の内容・範囲を指示する公式文書中には記載されない。

「認証」の有効期間

CHEAの「認証」の有効期限は、最低7年の期間である。

CHEAの認証を得たア krediteーション機関は、7年の周期で、若し

くは CHEA の理事会が指定するそれ以外の期間で認証に係る審査を受けるものとする。

「認証」を受けるための基本的要件

ア krediteーション機関は、初回の認証を受けようとする場合であれ、認証の継続を求めようとする場合であれ、現行の CHEA の全ての基準と基本要件並びに事前設定された認証審査期間中のタイムスケジュールを遵守しなければならない。仮にそれらの遵守ができない場合、手続に従って、認証プロセスの撤回を余儀なくされることになる。

「認証」の効果を継続していくための基本的要件

CHEA の認証を受けたア krediteーション機関には、認証の有効期間の中間時点で、「中間報告書 (Interim Report)」の提出が義務づけられている。

加えて CHEA の認証を受けたア krediteーション機関は、「認証手続規則 (Recognition Procedures)」の定めるところにより、「大幅な変更 (Substantive Change)」を行った場合、その届出書を提出するものとする。

認証審査委員会 (Committee on Recognition)

認証審査委員会の責務：認証審査委員会は、初回の認証を申請し若しくは認証の更新を申請したア krediteーション機関を審査し、理事会に対し、「認証」に係る所要の勧告を行う。また認証審査委員会は、以下に記した事項や理事会によって是認された事項に関し、「独立した活動・決定 (Independent Actions)」を行う責務を有している。

認証審査委員会の委員資格：認証審査委員会の委員は、CHEA スタッフの建言に基づき理事会が選任する。認証審査委員会は、高等教育界の指導者、教員、ア krediteーション機関並びにア krediteーションや教育研究の専門家でその分野の実績が豊富な他の人々によって構成される。委員会は9名の委員で構成され、その任期は3年である。委員は、最長、2度の再任が可能である。現職理事には、認証審査委員会の委員資格は認められてはいない。

CHEA「ア krediteーション機関の認証に関する基準・手続」

会議の開催：認証審査委員会は、CHEA スタッフと協議の上、会議開催（パブリックコメントに関するものも含む）の日時、場所及び議題を、「認証手続規則（Recognition Procedures）」の定めるところにより決定する。認証審査委員会は、ア krediteーション機関から提出された全ての資料並びに審査業務に関連するその他の資料の検討を行う。委員会は、ア krediteーション機関の認証申請やパブリックコメントに備え、その審議内容を明らかにするために公開で会議を開催する。但し、必要に応じ、これを秘密会とすることができる。

理事会への勧告：認証審査委員会は、次のような決定について、理事会に勧告する。

- A. ア krediteーション機関を「認証」する：申請資料を見る限り、CHEA 基準を十全に充足し得ている。
- B. 「認証」を拒絶する：初めての認証申請に係る資料を見る限り、CHEA 基準を十全に充足し得ていない。
- C. 「認証」の取消し：「認証」の更新申請に係る資料を見る限り、CHEA 基準を十全に充足し得ていない。

独立した活動・決定：認証審査委員会は、次のような権限を有している。

- A. 提出を受けた資料を承認する（例えば、「ア krediteーションの内容・範囲の大幅変更申請書（Request for Change in Scope）」、「中間報告書（Interim Reports）」、「追跡調査報告書（Follow-up Reports）」などについて）。
- B. 追加情報の提出要請。
- C. 「認証」に特化した意思決定の延期。
- D. 審査スケジュールの変更（例えば、通常の審査の順序を変更するなど）。
- E. 理事会が承認したその他の事項の決定。

認証基準 (Recognition Standards)

CHEAはアクレディテーション機関に対し、当該機関が認証基準1～3及び国際的なアクレディテーション活動に従事している場合には、加えて認証基準4をも充足させること、並びにその充足状況を示す証拠を提供すること、を求めている。

認証基準1. 教育研究の質と「学生の達成度 (Student Achievement)」

認証基準2. アカウンタビリティと透明性 (Transparency)

認証基準3. アクレディテーションの構造と組織体制

認証基準4. 「国際アクレディテーション (International Accreditation)」を行うための能力と法令遵守

認証基準1. 教育研究の質と「学生の達成度 (Student Achievement)」

教育研究の質の向上と継続的な改善は、アクレディテーションの中核を成している。アクレディテーション機関が「認証」されるためには、次に示す基準・方針、手続を適用・執行している旨を証明しなければならない。

1. A. 質の尺度や量的尺度を用い、教育研究の質の向上を図っていること。
1. B. 教育研究の質の決定に当り、各高等教育機関や教育プログラムのミッションと関連づけて、当該高等教育機関の自律性を支援している旨を具体的に記していること。
1. C. 学生に対し適切な学習／教育や健康・安全を確保する上で必要な諸資源の保有を求めていること。
1. D. 斬新な実践的試行を支援していること。

認証基準2. アカウンタビリティと透明性 (Transparency)

アクレディテーション機関は、次に示す要求事項を定めた基準・方針、手続を適用・維持しなければならない。

2. A. アクレディテーション機関は社会に対し、当該機関の意思決定に関わる会議の30日前に、容易にアクセス可能な方法で、当該高等教

CHEA「アクレディテーション機関の認証に関する基準・手続」

育機関や教育プログラムにおけるアクレディテーションの地位及びそのアクレディテーションに係る行為を行おうとする根拠・理由を伝えていること。

2. B. アクレディットした高等教育機関や教育プログラムに対し、容易にアクセス可能な方法で、「学生の学習成果 (student learning outcomes)」や「学生の達成度 (student achievement)」に関わる正確なデータを社会に向けて提供するように求めていること。
2. C. 各高等教育機関や教育プログラム並びにアクレディテーション機関に関する全ての人々の懸念や苦情に、適宜対応すること。
2. D. アクレディテーション機関が、大幅に基準を下回っている高等教育機関や教育プログラムに対し、アクレディテーションの継続を認めないとする決定を適宜行っていること。

認証基準 3. アクレディテーションの構造と組織体制

「認証」を得ようとするアクレディテーション機関は、次のことを証明しなければならない。

3. A. 「多様性」、「公平性」及び「インクルージョン」の責務を担っている旨を標榜していること。
3. B. その活動において、倫理性を貫いていること。
3. C. 各高等教育機関や教育プログラムが当該アクレディテーション機関の基準をどれほど充足し得ているかということを基礎に据え、アクレディテーションに係る決定を行っていること。
3. D. 各高等教育機関や教育プログラムに対し、4年を超えない指定期間内に、全ての基準を充足するよう要請していること。
3. E. 高等教育機関や教育プログラムに対するアクレディテーションに係る所要の決定と、改善・向上のための指摘との間の違いを明確に区別していること。
3. F. 各高等教育機関や教育プログラムのミッション・目的及び管理運営方式の多様性を認めつつ、アクレディテーションに関わる審査・決定の一貫性を確保できるような手続を確立していること。

3. G. アク্রেディテーション機関自身のパフォーマンス並びに基準・手続と方針を定期的に自己評価するとともに、そこで得られた情報を改善のために活用していること。
3. H. アク্রেディテーションに向けた全ての行動、審査・判定及び最終決定の局面において、スポンサー組織や親組織からの独立性を維持していること。
3. I. アク্রেディテーションに係る諸作用を効率的かつ効果的に営み続けることのできる財的資源、人的資源並びに活動に必要な諸資源を十全に保持していること。
3. J. アク্রেディテーションに関わる諸活動において、デュープロセスの手続が確保されていること。
3. K. アク্রেディテーション・プロセスとそこでの諸決定に関わるものとして、各高等教育機関や教育プログラムに伝えられる「異議申立方針 (appeals policy)」が社会にも公にされていること。
3. L. アク্রেディテーション機関のスタッフ、実地視察団員、アクレディテーションに係る勧告権を行使する組織体のメンバー並びにアクレディテーションに係る意思決定を行う組織体のメンバーといった全ての人々を対象に適用される「利益相反方針 (conflict-of-interest policy)」を保持していること。
3. M. アク্রেディテーションの審査・決定、方針の策定、アクレディテーション基準の検証・改定といったアクレディテーションに関する諸活動への、高等教育に従事する教授陣、社会一般の人々及び実務経験者による参加の機会を設けていること。

認証基準4. 「国際アクレディテーション (International Accreditation)」
を行うための能力と法令遵守

アメリカ合衆国以外の場所でアクレディテーション活動を行っているアクレディテーション組織は、基準1～3の充足状況を証明することに加え、次のような手段を講じていることを証明しなければならない。

4. A. 「国際アクレディテーション (international accreditation)」に従

CHEA「ア krediyetasyon mekanlarının talyetleme ile ilgili temel prosedürler」

şey yaparken gerekli yetenek ve güçleri sahip olmak.

4. B. Akrediyetasyon mekanlarının mevcut faaliyetleri ve bundan itibaren yapılacak faaliyetlerle ilgili olarak, amaç ve niyetleri yetki alan dışındaki mekanlara ileterek, aynı zamanda, bu amaçla tavsiye ve açıklama yapmak için çalışıyor.
4. C. Amerika Birleşik Devletleri içindeki yüksek öğretim mekanları veya eğitim programları için ve esasen eşit düzeyde temel uygulamaları kullanmak. Ayrıca, bunu yapamayan kaçınılmaz nedenler varsa, bu bilgileri açıklamak.

Ek Ekleme

Çatışma (Conflict of Interest): CHEA Akrediyetasyon mekanlarının «talyetleme» ile ilgili olarak, talyetleme komisyonu veya kurula üyeleri ve yüksek öğretim alanındaki danışmanlar, gözlemci ekip üyeleri, akrediyetasyonun uzmanları ve diğer «danışmanlar (consultants)» (bu bölümde, bunları kapsayarak «CHEA'yi temsil eden kişiler (CHEA representatives)» ifadesiyle gösteriliyor) olarak, tarafsız ve objektif duruşta bulunmaları gerektiğini temel prensipleri savunuyor.

- A. «Çatışma» meydana gelirse veya görünümde şüphelenirse, CHEA «CHEA'yi temsil eden kişiler» için, kişisel olarak veya uzman olarak görüşün gözünden, akrediyetasyon mekanlarının «talyetleme» ile ilgili olarak talyetleme komisyonundan istifa etmelerini bekliyor. «CHEA'yi temsil eden kişiler» bu yönlere uymak gibi temel sorumlulukları yerine getirmelidir.
- B. «CHEA'yi temsil eden kişiler» «talyetleme» talyetleme komisyonunun hedefi olan akrediyetasyon mekanlarının çalışanları, danışmanlar veya diğer görevlere atanmış herhangi bir ücret alıyor veya alıyor değilse, ücret alıyor veya almıyor olmasına bakılmaksızın, akrediyetasyon komisyonunun üyeleri, kurula üyeleri veya yönetim görevleri için ilgili akrediyetasyon mekanlarında yetki kullanıyor veya yönetim görevleri için çalışıyor duruşta bulunmaları gerektiğini bekliyor.
- C. Akrediyetasyon mekanlarının «talyetleme» talyetleme komisyonundan istifa etmeleri veya etmemeleri için karar

に当り、「CHEAを代表する人々」は、次の諸点を考慮すべきである。

1. ここ最近、「認証」の申請を行っているア krediteーション機関と報酬を授受する関係若しくは管理運営に従事する関係にあった若しくは将来そうした関係になることが期待されている。
 2. 「認証」の申請を行っているア krediteーション機関が行っているア krediteーション審査に参加している。
 3. 「認証」の申請を行っているア krediteーション機関と直接的な競合関係にあるア krediteーション機関と、金銭授受や管理運営に従事する関係にある。
 4. 「認証」申請しているア krediteーション機関に対し、その「認証」プロセスにおいて、審査の客観性を損なうような考え方を持ちそれを言葉で表現したことがある。
 5. 「認証」申請しているア krediteーション機関について、これと直接的関係を持ち、一定の役割を果たし若しくはそうした可能性を秘めるなど、同機関と密接な関係を築いている。
 6. その他直接的関係性が疑われる場合。
- D. 「CHEAを代表する人々」に、「利益相反」が生じ若しくは外見上それが疑われるにもかかわらず、その職を自主的に辞退しない場合、理事会は、適切と判断した場合、辞退を求める決定を下すことができる。

個人的な利益享受 (Personal Gain) : 「CHEAを代表する人々」がCHEAの活動に参加している際に、「人として求められる誠実性 (personal integrity)」に関する高いレベルの基準の存在に気づくであろう。例えば、「CHEAを代表する人々」は、「認証」申請を行っているア krediteーション機関、当該ア krediteーション機関によってア krediteーションされている高等教育機関や教育プログラム、当該ア krediteーション機関と直接競合する機関に所属する人々により、また、「認証」審査の過程で当該ア krediteーション機関に関して意見表明を行うことを把握している第三者から、ギフト、心づけ、接待、融資その他対価を伴うものを、自

CHEA「アクレディテーション機関の認証に関する基準・手続」

身はもちろんそれ以外の人々のために受領したり、それらの提供を要求することはできない。但し本章は、CHEAの活動の中で「CHEAを代表する人々」として、ほんの僅かなものを受け取ることまで禁止しようとするものではない。

意思疎通の促進と機密性（Confidentiality）への配慮：「CHEAを代表する人々」は、「認証」プロセスに関わる情報を秘匿しておかなければならない。「認証」プロセスを進める期間中、「CHEAを代表する人々」は、「認証」申請を行っているアクレディテーション機関、当該アクレディテーション機関によってアクレディットされている高等教育機関や教育プログラム、当該アクレディテーション機関と直接競合する機関に所属する人々と、また当該アクレディテーション機関に関して意見表明を行おうとしている第三者と、「認証」申請に係る機密事項について話し合うことはできない。但し、「認証」審査の過程で、「CHEAを代表する人々」としての責務を履行するため、上記の事柄が求められた場合、この限りではない。「CHEAを代表する人々」は、「認証」プロセスに関する事項については、CHEAスタッフに直接照会すべきである。「認証」審査の結果は、CHEAがアクレディテーション機関と社会に直接伝える。

基準改訂とその施行

基準改訂とその施行：CHEAは適切と判断した場合、CHEAの保持する基準の全部若しくはその一部を改定する権利を留保している。CHEA基準の改定条項は、理事会による承認の後、CHEAの定める日付で施行される。

認証のための手続（Recognition Procedures）

セクションA：認証を受けるための適格要件（Eligibility Requirements for Recognition）CHEAの認証を受けるためには、アクレディテーション機関は、次の適格要件を充たしていなければならない。

A. アメリカ合衆国内に基盤を置く非政府組織であること。

- B. 活動上の法的権限（法人格条項を充たしていることなど）をもち、かつ理事会を置いていること。
- C. アクレディットしている教育機関，教育プログラムの過半数が，次に示す法的権限が認められていること。
 - 1. 高等教育機関若しくはそこに置かれた教育プログラムとして活動するものであること。
 - 2. 準学士（associate degree）以上の学位を授与することが認められていること。
- D. 高等教育機関若しくはそこに置かれた教育プログラムをアクレディットするに相応しい文書化されたミッション・ステートメント，基本規程（bylaws），方針，手続規程，基準を備え，かつ次の要件を充たしていること。
 - 1. それらが，理事会による承認を得ていること。
 - 2. 社会の人々が容易に閲覧可能であること。
- E. 「認証」申請の時点で，高等教育機関，教育プログラムのうちの少なくとも2つを既にアクレディットしていること。

* CHEA 理事会は，自身の判断において，非政府組織で国際アクレディテーションを展開する機関からの「認証」の要請を受付けるかどうかを検討する。

** CHEA の認証は，準学士以上を対象に実施するアクレディテーション活動に限定したものである。

「申請準備のための手引き（Guidelines for Preparation of an Application）」でその概略を示している順序に従って，アクレディテーション機関は，CHEA の「認証」プロセスにおいて，次のものを提出しなければならない。

- A. 「認証の内容・範囲（scope of recognition）」（その意義については，「認証基準（Recognition Standards）」を参照のこと）に関する文書。

B. CHEA の「認証基準」を充たしていることを証明する書面の添付された「申請説明書 (Application Narrative)」。

認証審査委員会は、「申請説明書」の審査及び理事会への建言文の作成に責任を負っている。認証審査委員会は、認証の承認、拒絶若しくはその取消しに加え、認証の延期を行うという選択肢も有している。

認証審査委員会は、「認証」申請の検証過程で、理事会に建言を行う上で不完全若しくは不十分な事象を発見した場合、認証に係る建言の中身の決定を延期することができる。

次に示す諸方針が、延期の決定を行う際の指導指針となる。

- A. 「認証」申請は、1 回に限って延期可能である。申請者には、延期決定に対応し、1 年を上限にこれに措置するための猶予が与えられる。
- B. 初回の申請者が、認証審査委員会の要請に対し、1 年以内に対応することができない場合、当該ア krediyetasyon 機関は、その申請を撤回することができるとともに、12ヶ月以内に再申請することが可能である。もしア krediyetasyon 機関が申請を撤回しない場合、認証審査委員会は理事会に対し、「認証」申請の延期を承認するよう建言する。
- C. 「認証」の更新を求めているア krediyetasyon 機関に対する「認証」の延期は、「認証」の期間を1年延長するという効果をもたらす。もし「認証」の更新を求めているア krediyetasyon 機関が、1 年以内に認証審査委員会の要請に対応できない場合、当該ア krediyetasyon 機関は、CHEA への「認証」申請を自主的に撤回し、12ヶ月以内に再申請することができる。仮にア krediyetasyon 機関がその申請を撤回しなかった場合、認証審査委員会は理事会に対し、「認証」の延期の承認を行うよう、建言することができる。

「認証」申請から理事会による「認証」の最終決定までの CHEA の「認

証」プロセスは、12～18ヶ月かけて進められる。CHEAのスタッフは、そのプロセスの全期間を通じ、技術的な助言・指導を提供する。

アクレディテーション機関は、全ての要件と予め定められたタイムスケジュールに対応するとともに、これを遵守しなければならない。もしこれを守らなかった場合、「認証」の延期やその撤回という結果を招くことになる。

CHEAは、事前予告することなく、アクレディテーション機関の理事会の意思決定を行う会議に出席する権利を留保している。

セクションB：「認証」の申請と「認証」プロセス

アクレディテーション機関は、CHEAの「認証」を受けようとするに当り、次の要件を充たさなければならない。

1. 初回の「認証」：アクレディテーション機関は、初回の「認証」を受けようとするに当り、申請、「認証」プロセス並びに「適格要件（eligibility）」への適合状況に関し、CHEAスタッフと協議するものとする。

「認証」の更新を希望する場合、CHEAは、「認証」の有効期間が満了となる年の最初から遡っておおよそ18ヶ月前から、「認証」プロセスに着手する（「認証」に係る有効期間は、理事会決定の如何にかかわらず、12月31日にその満了日を迎える）。

2. 申請書と受審手数料：アクレディテーション機関は、CHEAスタッフとの協議の後、申請書を提出し受審手数料を納付することで、正式な「認証」プロセスが開始される。
3. 「認証申請説明書（Application Narrative for Recognition）」の提出：図表などが含まれる「認証申請説明書」において、当該アクレディテーション機関が「適格要件」とともに、CHEAの「認証基準」の各条項を充足し得ていることを、文章形式で証明することが必要である。
4. 第三者からの意見募集（CHEAの側の責務）：アクレディテーション機関に対する「認証」の可否が認証審査委員会で検討に付される少

CHEA「ア krediyetasyon mekanlarının taysinlanmasina iliskin standartlar ve prosedurler」

en azindan 90 gun oncesine, CHEA, ucuncu taraftan gorus toplama duyurusunu yapar. Gonderilen tum gorusler, taysinlanma komisyonunun toplantisi 45 gun oncesine, CHEA'nin incelemeine sunulur.

Ucuncu taraftan gorus, asagidaki sartleri满netmeden olmamali.

- A. Belge olarak sunulmus olmasi.
- B. Gorus beyanini yaparken kisinin adi ve kurumunun belirtilmesi.
- C. Belirtilen surece girelmesi.
- D. CHEA'nin "taysinlanma standartlari"na uygun akrediyetasyon mekanlari yeterli derecede uygun olup olmadigina iliskin konulara odaklanmasi.
- E. Normal taysinlanma komisyonunun toplantisinde, "kisilerin gorusleri (in-person comment(s))"ni yansitmesini istedigine iliskin umut verici bir seyler olmasi.

Akrediyetasyon mekanlari icin, ucuncu taraftan gorusleri denetlemek ve buna yanit vermek imkani verilir. Ucuncu taraftan gonderilen tum gorusler ve akrediyetasyon mekanlari yanitlari, kurula gorusleri kararlari icin toplantisi oncesine, taysinlanma komisyonuna sunulur.

"kisilerin gorusleri (in-person comment(s))" gonderildikten sonra, o mekanlari akrediyetasyon mekanlari, taysinlanma komisyonunun toplantisinde, bu goruslere karshi yanit vermek imkani verilir.

5. Taysinlanma baskilari ve ucuncu taraftan gorus toplama duyarisi

(Akrediyetasyon mekanlari icin sorumluluk): Akrediyetasyon mekanlari icin, asagidaki islemleri yapilmasi istenir.

- A. Uygun akrediyetasyon mekanlari, CHEA'nin "taysinlanma" prosedurlerine girmis amacini, web sitesinde yayinlamak (ucuncu taraftan gorus toplama duyarisi iliskin CHEA resmi belgeleri atilmasi) yapilmasi.
- B. CHEA'ye karshi, asagidaki sartlere uyduklari gercekleri gosteren belgeleri sunmak.

* eger o mekanlari akrediyetasyon mekanlari icin web sitesini kurmamis ise, o mekanlari, CHEA'nin "taysinlanma" prosedurlerine girmis amacini

ることを利害関係者や関係する団体と広く共有し得ている旨を示す証拠を提出しなければならない。

6. アク্রেディテーション機関による認証審査委員会での公開方式のプレゼンテーションの実施：認証審査委員会は、同委員会の定例会議の一部として、CHEAの「認証」プロセスに従事しているアク্রেディテーション機関のために公開方式のセッションを設定する。当該アク্রেディテーション機関には、その公開方式のセッションへの参加が期待される。そこでアク্রেディテーション機関は、公表可能な若しくは秘匿性の高いコメントを提示し、申請書類を補足する情報を提供し、さらには認証審査委員会からの質問に答えるための機会が付与される。この公開方式のセッションは、アク্রেディテーション機関にとって、「認証」申請書類を補足する情報を認証審査委員会に提供する最後の機会となる。

CHEAは、遅くとも30日前までに、その会議に当該アク্রেディテーション機関を代表して出席する人の名前・肩書きの通知を受ける。この公開方式のセッションにつづき、認証審査委員会は、同セッションの際にアク্রেディテーション機関から提示された書面や質問に対する回答の中身を吟味するため、秘密会方式のセッションの場を設ける。

公開方式のセッションの筆記録／記録文書は、要請に応じ、適宜閲覧可能である。

7. 認証審査委員会から理事会に伝える結論のアク্রেディテーション機関への通知：「認証」申請に関する審査の会議の後、認証審査委員会は、そこでの調査結果とその結果に基づく建言をCHEA理事会に伝えるとともに、当該アク্রেディテーション機関にも伝達する。アク্রেディテーション機関は、認証委員会の建言に反論するために、30日間の期間的猶予が与えられる。アク্রেディテーション機関から反論書を受け取るタイミングは、当該アク্রেディテーション機関を対象とする理事会による審査のスケジュールに影響を及ぼす。

CHEA「ア krediteーション機関の認証に関する基準・手続」

8. 認証申請の撤回：「認証」申請は、理事会の最終決定が行われる会議の48時間前までであれば、当該ア krediteーション機関はこれを撤回することができる。ア krediteーション機関が「認証」申請を撤回した場合、新たな申請は、その撤回が公式になされた日から少なくとも1年間は、これを行うことができない。
9. 理事会による最終決定：理事会は、認証審査委員会の調査結果とその結果に基づく建言を、直近の定例会議で検討する。そして、理事会は、次のような最終決定を行う。
 - A. 初回の「認証」若しくは「認証」の更新。
 - B. 初回の「認証」の拒否。
 - C. 既に得ていた「認証」の取消し。
 - D. 必要に応じたその他の決定。

理事会の最終決定は、認証審査委員会の建言に対応した場合のほか、そうでない場合もある。

理事会は、あるア krediteーション機関について、基準の不充足が疑われるといった場合など、合理的根拠があると判断した場合、自身の判断で最終決定を行うものとする。その場合、理事会は当該ア krediteーション機関に対し、「基準・手続」に関する規程に則して、これに反論する機会が付与される。

10. ア krediteーション機関への理事会による決定通知：ア krediteーション機関には、理事会の会議の日から30日以内に、理事会決定が伝えられる。理事会が、ア krediteーション機関を「認証」することとした場合、その通知書には、CHEAが「認証」した「ア krediteーションの内容・範囲」、「認証」の有効期間、今後報告を要する要求事項、が具体的に記される。全ての理事会決定は、最終的なものであり、決定の日から効力を発する。但し、「認証」が拒否された場合や取消しの場合は、この限りではない。仮に、理事会による最終決定が、「認証」の拒否若しくは取消しといった場合、当該通知書には、ア krediteーション機関に対し、その最終決定の再考を求めるため

の手續・機会が提供される。理事会による「認証」拒否若しくは取消しの決定は、再考要請猶予期間が消滅するか若しくは上記再考要請期間の中で理事会がその問題を解決するまでの間は、如何なる事象が発生しても最終決定とはならない。

11. 対社会的な公表：理事会の最終決定は、その決定の根拠・理由の要旨を伴うものとして公表される。しかしながら、理事会の最終決定が、「認証」の拒否や取消しであった場合、その決定は、最終的なものとはならず、再考要請猶予期間が消滅するか若しくは上記再考要請期間の中で、理事会がその問題を解決するまでの間は、社会に公表されることはない。

12. 理事会決定の再考：アクレディテーション機関は、次に示すような場合、理事会の決定に対し、再考を要請することができる。

A. 「認証」プロセスにおいて、手續上の瑕疵があったと主張する場合。

B. 内容上の過誤があったと主張する場合。

再考要請は、理事会決定に係る通知を受けてから14日以内に、CHEA宛に文書で提出しなければならない。そこでは、上記(A)若しくは(B)の要件に沿って再考要請の根拠を具体的に記さなければならない。その要件充足が適正になされているか否かの判断は、理事会に委ねられている。

もしその再考要請が受理されると、アクレディテーション機関は、理事会に出席し、非公開の臨時会議に出席する権利が与えられる。理事会への出席の日時のスケジュールは、CHEAがこれを組む。その会議は、理事会の判断において、バーチャル方式若しくは対面方式で実施される。アクレディテーション機関は、理事会に出席している間、助言を行う任を担うカウンセラーを同伴させることができる。但し、助言者は、理事会からの要求がない限り、発言は認められない。上記再考を踏まえての理事会決定は、最終的なものであり、その決定は直ちに効力を発する。理事会は、さらに追加の検討を要するとする合理

告書（Follow-up Report）」を提出することが求められる。

（注）：ア krediyetasyon 機関は、指定期日までに「追跡調査報告書」を提出できなかった場合、「認証」が取消される場合がある。認証審査委員会は、「認証」の取消しを内容とする建言を理事会に提出し、所要の決定をしよう求めることになる。ア krediyetasyon 機関には、その提出に当り、建言案の内容を文書で通知されることになる。

セクション D：「大幅な変更（Substantive Changes）」

16. CHEA への届出が必要な「変更」：ア krediyetasyon 機関は、次に示すような「大幅な変更（Substantive Changes）」については、CHEA に届出ることが義務づけられている。

- A. 管理体制。
- B. 財務上の条件。
- C. ミッション。
- D. 教学運営。
- E. 親組織／スポンサー組織との関係性。
- F. 基準、方針及び手続。
- G. CHEA の承認に係る「ア krediyetasyon の内容・範囲」の書面上の変更。

ア krediyetasyon 機関は、時宜に応じ、「変更」を実行する60日前までに、全ての「大幅な変更」の中身（上記 A～G までの事項）を CHEA に届出なければならない。「大幅な変更」は、そうした変更が CHEA 認証基準の充足状況に及ぼす影響について判断するため、認証審査委員会の審査に付される。その審査の際には、当該ア krediyetasyon 機関に、「大幅な変更」に係る事項を十全に遂行する能力を備えているかどうかの確認も行われる。認証審査委員会は、「大幅な変更」に関わる届出に関連する追加情報の提出を要求する権利も留保している。

17. 認証審査委員会の承認が必要な「変更」：「ア krediyetasyon の

CHEA「アクレディテーション機関の認証に関する基準・手続」

内容・範囲」の「変更」には、認証審査委員会の承認が必要である。「変更」に係る申請はいつでも行うことができる。「アクレディテーションの内容・範囲」の「大幅な変更」に関する届出書には、次の事項が記されていないなければならない。

- A. アクレディテーションの対象とする高等教育機関、教育プログラムの形態の「変更」。
- B. アクレディテーションの対象とする学位レベルの追加若しくは削減。
- C. アクレディテーション活動を行う地理的領域の変更（例えば、アメリカ合衆国のほか、海外でも活動を行うなど）。
- D. 専門分野の基礎となっている高度職業領域の追加若しくは削減。

CHEAが承認した「アクレディテーションの内容・範囲」の変更に当ってアクレディテーション機関は、次に示す書面を提出しなければならない。

- A. CHEAが認めた現行の「アクレディテーションの内容・範囲」に関する公式文書。
- B. 今回届出の「アクレディテーションの内容・範囲」に関する文書。
- C. 届出た「変更」を行おうとする理由・根拠。
- D. 今回届出の「アクレディテーションの内容・範囲」が既に社会に公にされていることを示す証拠書類。
- E. アクレディテーション機関の意思決定組織が、当該「変更」を既に承認していることを示す証拠書類。
- F. 新たに届出た「アクレディテーションの内容・範囲」に従い、少なくとも2件の高等教育機関若しくは教育プログラムのアクレディテーションを効果的に実施したことを示す証拠書類。
- G. 今回届出の「アクレディテーションの内容・範囲」に従ったアクレディテーションを適切に実施できる能力が当該アクレディテーション機関に備わっていることを示す証拠書類。

認証審査委員会は、直近の会議当日の少なくとも45日前にその届出書を受理すると、その直近会議で、届出書の審査を行う。CHEAは当該ア krediteーション機関に対し、その「変更」要請を承認若しくは拒否さらには追加情報の提出に係る認証審査委員会決定を伝達する。

セクション E：「苦情申立への対応方針（Grievance Policy）」

18. 「苦情申立への対応方針」：CHEAは、「認証」されているア krediteーション機関がCHEAの認証基準や手続に関する個別規定を充足し得ていない、とする苦情申立人から提出された書簡（申立人の氏名と日付が記載されていなければならない）を審査する。こうした苦情申立は、審査を必要とする個別ア krediteーション機関に向けられるもので、本方針に則して行われる。しかしながら、もしその苦情申立が、CHEAの認証基準や手続への不充足を主張するものでなかったり、不充足の主張であったとしても明確な根拠が適切に示されていなかった場合、当該申立は、審査に必要な要件には合致していないと見做される。

上記要件に合致した苦情申立は、CHEAがその書簡を受理した日から21日以内に、ア krediteーション機関に伝達される。

当該ア krediteーション機関は、苦情申立に関する書簡を受け取ると、30日以内に、指摘された個別事項に関する説明文書をCHEAに提出しなければならない。認証審査委員会は、ア krediteーション機関からの反論書を受理すると、その苦情申立の検討を行い、直近の会議でその対応策を協議する。認証審査委員会による審査の過程で、苦情申立人、当該ア krediteーション機関若しくはその双方に対し追加情報提供の要請を行う場合もある。同委員会は、CHEAの認証基準や手続規程の下、確立された方針・手続に従い、当該苦情申立の解決に関わる判断を行う。「認証」を受けているア krediteーション機関は、「認証」の地位を継続させるための条件として、苦情申

CHEA「ア krediyetasyon 機関の認証に関する基準・手続」

立プロセスに、時宜に応じて参加し、認証審査委員会からの情報提供要請に協力し、委員会が決定した改善要求に十全に対応することが期待されている。

認証審査委員会が審査を終えた後、当該苦情申立に係る最終措置を示す文書は、全ての関係者に提供される。そして認証審査委員会の裁量的判断で、当該通知文書中に、さらに具体的な措置に関する記述が記される場合もある。

基本用語の説明

本章は、CHEA 認証基準における基本用語について、説明するものである。それは、CHEA 認証基準についてのみ当てはまるものであって、他の方針・手続に適用の幅を広げることが意図したものではない。

教育研究の質 (Academic Quality)：教育 (teaching)、学習 (learning)、研究及びサービス活動と密接に結びついたパフォーマンスの証拠は、学習、実践的応用、発見等の統合に係るものを含め、高等教育機関や教育プログラムによって蓄積されていかなければならない。「教育研究の質」には、高等教育機関や教育プログラムが学生に対して抱いている「期待 (expectations)」並びにそれらが「学生の成功 (student success)」を促進するために傾注する努力も包含されている。

ア krediyetasyon 機関 (Accrediting Organization)：高等教育機関や教育プログラムを対象に、当該機関に加盟する「会員」の教育研究や管理運営体制の質を検証することを目的とする組織体。

ア krediyetasyon の決定 (Accreditation Action)：高等教育機関や教育プログラムに対する審査を経て、ア krediyetasyon 機関が結論づける決定。

ア krediyetasyon の地位 (Accreditation Status)：ア krediyetasyon 機関が、審査の結果として、高等教育機関や教育プログラムに対して付与するア krediyetasyon の「分類 (classification)」。このような「地位」として、新規のア krediyetasyon、ア krediyetasyon の

再認定, アク্রেディテーション候補 (candidacy), プレアクセディテーション (pre-accreditation), 暫定認定 (provisional accreditation), 仮認定 (Probationary accreditation) など, それぞれのアクセディテーション機関の方針の下で定義づけられた各種分類法がある。

認証審査委員会 (Committee on Recognition) : 「認証」申請に対する審査や要請に従って提出された各種報告書の審査を目的とするもので, そのメンバーは CHEA 理事会により選任。

利益相反 (Conflict of Interest) : 意思決定に影響を及ぼす可能性があるもので, 個人による専門的な判断や行為に悪影響をもたらす若しくはそのことが予見されるような状況。

延期 (初回の「認証」審査に関わるもの) (Deferral (for initial consideration of recognition)) : 「認証」申請を行うアクセディテーション機関に適用されるもので, CHEA 認証基準の充足の証明のために期間延長を認めるもの。

認証期間の延長 (「認証」の更新に関わるもの) (Extension of Recognition (for continuing recognition)) : 現時点で「認証」を得ているアクセディテーション機関に適用されるもので, CHEA 認証基準の充足の証明のために1年間の期間延長を認めるもの。

追跡調査報告書 (Follow-up Report) : 「中間報告書 (Interim Report)」提出の後, 若しくは「認証」審査プロセスの後に提出が求められる報告書。

イノベーション (Innovation) : 教育研究の質の向上を目的としたもので, 新構想の試行実践に係る企画・実施やそのための支援。

「中間報告書 (Interim Report)」: CHEA による「認証」の有効期間の中間時点で提出すべき報告書。「中間報告書」は, CHEA の「認証基準」の継続的な充足状況の挙証を目的としたもので, CHEA が指示する基準の個別規定をどう充足し得ているかが記載される。

実務経験者 (Practitioner) : アク্রেディテーション機関が管轄する専門分野若しくはそのアクセディテーション機関を基礎づけている専門職業領

CHEA「アクレディテーション機関の認証に関する基準・手続」

域で能動的に活動をしている人物で、当該アクレディテーション機関の意思決定組織のメンバーとなっている者。

公益代表 (Public)：当該アクレディテーション機関を基礎づけている専門職業領域とは関わりのない一般個人。

容易な閲覧可能性 (Readily Accessible)：高等教育機関や教育プログラムさらにはアクレディテーション機関によって提供される情報が、社会にとって容易に入手可能、アクセス可能な状態になっていること。

「認証」若しくは「認証」された状態 (Recognition or Recognized)：各アクレディテーション機関が、CHEAの審査プロセスを成功裏に終了した後、CHEA理事会によって付与される地位 (status)。

認証基準 (Recognition Standards)：各アクレディテーション機関が、CHEAによる「認証」を獲得するために、遵守することが求められる諸要件。

スポンサー組織、親組織 (Sponsoring and/or Parent Organization)：アクレディテーション機関と、直接的若しくは間接的な提携関係または協定を締結している関係にある組織体。こうした提携関係の中には、何らかの形での管理運営、財務上の関係若しくは監理・監督関係などに関するものが含まれるが、それらに限定されるものではなく、アクレディテーション活動に対して影響を及ぼしそれをコントロールする効果をもつもの全てがそこに含まれる。

大幅な変更 (Substantive Change)：管理運営体制、財務状況、ミッション、教学運営、親組織やスポンサー組織との関係、基準・方針・手続に関する大きな修正。

透明性 (Transparency)：アクレディテーション・プロセス、アクレディテーションに係る審査結果、「学生の達成度 (student achievement)」に関する情報に、社会一般の人々が容易にアクセスできること。

CHEA に提出する証拠書類の例示

CHEA の「認証基準」への適合性を挙証するために提出する証拠書類の例示

「申請説明書（Application Narrative）」とこれを補足する報告書

「認証」申請書や必要に応じ求められる報告書を CHEA の認証審査委員会に提出しようとするア krediteーション機関の参考に供するため、CHEA は、「認証基準」の規定別にその充足状況を挙証するために提出すべき書面や証拠書類のリストを編纂した。以下に示す幾つかのリスト項目の中には、複数の基準の規定とその細則への適合状況を挙証するため、同種の書面や実例が提示されていることに留意されたい。

CHEA は、「認証」の対象としているア krediteーション機関が多様であることを十分に認識している。従って、これらのリスト項目は、あくまでも参考例にとどまるものである。それらは、拘束的なものでも、完全遵守が必要なものでもない。リストとは異なる書面等を、当該ア krediteーション機関が CHEA の「認証基準」を充足していることを明確に挙証するものと見做し、これを提出することも可能である。

諸要件：ア krediteーション機関は、（初回の申請であれ、2 度目以降の申請であれ）「認証」プロセスの一部を成すものとして、「認証基準」の 1～3 と（必要に応じ）4 さらには各規定の細則の充足状況を示す「申請説明書（Application Narrative）」を提出しなければならない。

1. 提出すべき「申請説明書」には、基本的資料として、次の書面を用意する必要がある。但し、これらに限られるものではない。
 - A. ア krediteーション基準。
 - B. 方針・手続。
 - C. ア krediteーション・ハンドブック。
 - D. ア krediteーション運用マニュアル。
 - E. 基本規程及び法人約款。
 - F. 管理運営に関する補足的な公定文書（必要に応じ）。

CHEA「アクレディテーション機関の認証に関する基準・手続」

(注)：上記・補足的な公定文書については、同公定文書に係る電子情報の URL を「申請説明書」に貼り付ける方法で代替できる。

2. 「申請説明書」には、今回が初回の「認証」申請である場合、「アクレディテーションの内容・範囲」に関して希望する CHEA のステートメントが、「認証」の更新申請の場合、現行の「アクレディテーションの内容・範囲」に関する CHEA のステートメントが添付される必要がある。「アクレディテーションの内容・範囲」に関する CHEA のステートメントには、次の事項に係る記述が包含されている。
 - A. 高等教育機関若しくは教育プログラムの形態。
 - B. アクレディテーション活動の対象とする学位レベル。
 - C. アクレディテーション活動を行う地理的領域。

(記載例)

当 [アクレディテーション・コミッション] は、アメリカ合衆国とその準州に所在する準学士 (*associate degree*) と学士 (*baccalaureate degree*) を授与する高等教育機関をアクレディットしている。

若しくは

当 [アクレディテーション・コミッション] は、準学士 (*associate degree*) と学士 (*baccalaureate degree*) を授与する高等教育機関をアクレディットしている。アクレディットされる全ての高等教育機関は、アメリカ合衆国とその準州、カナダやメキシコに所在する。

3. 「申請説明書」の記述は簡潔で、認証基準とその細則に対応させ具体的に記されなければならない。とりわけ、以下の点に留意する必要がある。
 - A. CHEA の認証基準 (例えば、基準 1. A. など) に対応させ当該アクレディテーション機関の公定文書 (例えば、方針・手続を記した文書など) の記述を引用するとともに、電子情報とリンクさせることを含め、その公定文書を適切に参照できるようにしておくこと。
例えば、
ABC コミッションにおける教育研究の質の定義は、アクレディテ

ーション基準の基準Ⅱ.C(4頁)に示されている。すなわち、*教育研究の質は*、[……] というように定義づけられている。

(注)：この場合、電子情報のリンクは、「アクレディテーション基準の基準Ⅱ.C(4頁)」の部分に貼り付けられることになる。

- B. アクレディテーション基準の全規定が適用されるとともに、CHEAの認証基準の各条項(基準1-3, 基準4など)が充足されていることを示す証拠を事例とともに提示しておくこと。例えば、「アクレディテーション基準の基準Ⅱ.C」について見ると、*ABCコミッションにおける苦情や懸念の申し入れに関するアクレディテーション方針は、『アクレディテーション・ハンドブック』(18頁)に記載されている。受理した苦情、上記方針に則して行った苦情対応の一覧は、附表2に掲記している。*

(注)：この場合、電子情報のリンクは、『アクレディテーション・ハンドブック』(18頁)と、附表2にある受理した苦情とそれへの対応の一覧の部分に貼り付けられる。

CHEAの認証基準への対応を示した記載例

認証基準1. 教育研究の質と「学生の達成度 (Student Achievement)」

教育研究の質の向上と継続的な改善は、アクレディテーションの中核を成している。アクレディテーション機関が「認証」されるためには、次に示す基準・方針、手続を適用・執行している旨を証明しなければならない。

1. A. 質的尺度や量的尺度を用い、教育研究の質の向上を図っていること。
1. B. 教育研究の質の決定に当り、各高等教育機関や教育プログラムのミッションと関連づけて、当該高等教育機関の自律性を支援している旨を具体的に記していること。
1. C. 学生に対し適切な学習／教育や健康・安全を確保する上で必要な諸資源の保有を求めていること。

1. D. 斬新な実践的試行を支援していること。

1. A. 参考的な証拠書類の例示

- 教育研究の質の向上とともに、高等教育機関、教育プログラムの各レベルでそうした向上の度合いを測定するための尺度に関わる固有の基準・方針・手続を明らかにしこれを提供し得ているもの。
- アクレディテーション機関が定めた教育研究の質の定義に対する、それぞれの高等教育機関、教育プログラムの充足の可否に係る実例を含め、当該アクレディテーション機関による教育研究の質に関する見解の特質／属性を示した指針が示されたもの。教育プログラム別アクレディテーション機関の場合、そうした特質／属性として、当該機関が教育プログラムの卒業生に育むよう「期待」される知識、スキル、実践力及び倫理性がそこに提示されていることが必要である。

1. B. 参考的な証拠書類の例示

- 当該アクレディテーション機関の基準・方針・手続が、多様なミッションを掲げている高等教育機関や教育プログラムにどう適用されているかを示した事例が記されたもの。

1. C. 参考的な証拠書類の例示

- 高等教育機関、教育プログラムに保有が求められる資源に係る要件（教員組織、施設・設備など）を記した個別規定が合理性を有していることを示す資料。そうした「合理性」を示す資料の中には、資源の保有について定めた個別規定の必要性を根拠づけている情報・データなども含まれる。もしアクレディテーション機関が資源の保有について定めた個別規定を設けていない場合、高等教育機関や教育プログラムが、自身の保有する資源の適切性をどのような方法で証明し得ているかを例を挙げて説明すること。

1. D. 参考的な証拠書類の例示

- 「学生の達成度（Student achievement）」に関する斬新な試行実践を支援するための具体的な基準・方針・手続を明確化し提示し得ているもの。
- 高等教育機関や教育プログラムが行っている斬新な試行実践の例を、適宜、提示すること。

認証基準2. アカウンタビリティと透明性（Transparency）

アクレディテーション機関は、次に示す要求事項を定めた基準・方針、
手続を適用・維持している。

2. A. アクレディテーション機関は社会に対し、当該機関の意思決定に関わる会議の30日前に、容易にアクセス可能な方法で、当該高等教育機関や教育プログラムにおけるアクレディテーションの地位及びそのアクレディテーションに係る行為を行おうとする根拠・理由を伝えていること。
2. B. アクレディットした高等教育機関や教育プログラムに対し、容易にアクセス可能な方法で、「学生の学習成果（student learning outcomes）」や「学生の達成度（student achievement）」に関わる最新のデータを社会に向けて提供するよう求めていること。
2. C. 各高等教育機関や教育プログラム並びにアクレディテーション機関に関する全ての人々の懸念や苦情に、適宜対応すること。
2. D. アクレディテーション機関が、大幅に基準を下回っている高等教育機関や教育プログラムに対し、アクレディテーションの継続を認めないとする決定を適宜行っていること。

2. A. 参考的な証拠書類の例示

- アクレディテーションに係る措置とその最終決定及びその情報を公にするためのタイム・スケジュールについて記すこと。アクレディテーション機関は、次の事項を告知すべきである。
 - ・ 高等教育機関や教育プログラムに対して行った最終決定に係る当該アクレディテーション機関の理事会の情報。
 - ・ 当該アクレディテーション機関のウェブサイトや関係するコミュニティーにアクセスできるコンピューター上のプラットフォーム上への、アクレディテーションに係る公式決定。
 - ・ アクレディテーションの決定についての人々からの問合せへの回答。
 - ・ 当該アクレディテーションが採用する「アクレディテーションの地位（accreditation statuses）」の中身に関するもので、そこには最終決定以降の様々な事後報告要求などを含む。
- アクレディットした全ての高等教育機関、教育プログラムのリスト。そこ

には、「アクレディテーションの地位」、そうしたアクレディテーション決定に至った理由・根拠及び事後的に提出を求めた報告書の種類、なども含まれる。具体的には、以下のような記述が求められる。

・XWZ プログラム：アクレディテーションの有効期間は、2021年1月1日～2031年12月31日である（アクレディテーションの最終決定時には、全てのアクレディテーションに適合していた）。「中間報告書（Interim Report）」は、アクレディテーションの有効期間の中間時点で提出しなければならない（2026年1月1日付）。

・ABC 大学：理事会決定—2021年1月1日付で、5年間の有効期間のアクレディテーションを承認。「追跡調査報告書（follow-up report）」は、単位互換方針に係る事項を対象に12ヶ月以内に提出しなければならない。

（注）：通常の場合、こうした情報は、アクレディテーション機関のホームページ中のアクレディットした高等教育機関、教育プログラムのリストに記された URL を通じてアクセスできる。しかしながらこれらの情報は、あらためて、アクレディテーションに関する措置や最終決定を要約した公表文書（ウェブサイトその他の情報媒体を通じたもの）の中で言及されていなければならない。

2. B. 参考的な証拠書類の例示

- 「学生の学習（student learning）」及び「学生の達成度（student achievement）」に関する情報が、アクレディットされた高等教育機関や教育プログラムのウェブサイト上から容易にアクセスできるよう求めているなければならない。こうした情報は、高等教育機関や教育プログラムのホームページを一度クリックしただけでたどり着けるようなものでなければならない。当該リンク名は、社会一般の人々が容易に理解できるものである必要がある。またその情報は、文章形式で記述しておくべきである。そして一例として、上記達成度等の評価尺度として、在籍率や卒業率が用いられている場合、入学者数に対比させたパーセンテージで示す必要がある。
- 「学生の達成度」に関する質的、量的両面のデータは、当該高等教育機関のウェブサイトや「学生」に関する事項を記したコンピューター上の容易にアクセス可能なプラットフォーム上に上げておくことが必要である。
- そこには、データの中身とともに、それらが、認証基準1.Aに規定する「教育研究の質」への「期待（expectation）」にどう沿っているかも示しておくべきである。
- アクレディテーション機関が公表された情報をどうモニターしており、そ

の結果を高等教育機関や教育プログラムに如何なる方法でフィードバックしているかについて示したものの。

2. C. 参考的な証拠書類の例示

- もし苦情申立人から何らかの懸念が提起された場合、そうした苦情申立への対応のためのタイム・スケジュールを示したものの。
- 懸念や苦情を申立てた人々との調停・協議のための実施スケジュールのアウトラインを含む苦情等への対応プロセスを示したものの。
- 苦情申立に特化した当該アクレディテーション機関の方針・手続の運用実態を反映した実際の苦情対応事例を示したものの（必要に応じ）。

2. D. 参考的な証拠書類の例示

- 高等教育上の監督権を有する州や連邦の行政機関から、高等教育機関や教育プログラムの「アクレディテーションの地位」に影響を及ぼすかもしれない情報入手するために、当該アクレディテーション機関としてこれら行政機関とどのような方法で意思疎通を図っているかについて記述したものの。
- 「追跡調査報告書（follow-up reports）」、「進捗状況報告書（progress reports）」、「年次報告書（annual reports）」といった各種モニタリング・レポートや高等教育機関、教育プログラムに対するそれ以外の要求事項を具体的に実施し、それに対処するためのタイム・スケジュールを示したものの。
- 高等教育機関や教育プログラムが「公式的/包括的な審査（formal/comprehensive reviews）」の各有効期間の間に、不十分なパフォーマンスしか確認できない状況に陥った場合、当該アクレディテーション機関が所要の措置を講じるための方針・手続を示したものの。
- 十分なパフォーマンスを産出できていない高等教育機関や教育プログラムに対し、その是正のための警告や所要の措置の実施を文書中にどう記録しているかが明らかにされたものの。

認証基準3. アクレディテーションの構造と組織体制

「認証」を得ようとするアクレディテーション機関は、次のことを証明しなければならない。

3. A. 「多様性」、「公平性」及び「インクルージョン」の責務を担って

CHEA「アクレディテーション機関の認証に関する基準・手続」

いる旨を標榜していること。

3. B. その活動において、倫理性を貫いていること。
3. C. 各高等教育機関や教育プログラムが当該アクレディテーション機関の基準をどれほど充足し得ているかということを基礎に据え、アクレディテーションに係る決定を行っていること。
3. D. 各高等教育機関や教育プログラムに対し、4年を超えない指定期間内に、全ての基準を充足するよう要請していること。
3. E. 高等教育機関や教育プログラムに対するアクレディテーションに係る所要の決定と、改善・向上のための指摘との間の違いを明確に区別していること。
3. F. 各高等教育機関や教育プログラムのミッション・目的及び管理運営方式の多様性を認めつつ、アクレディテーションに関わる審査・決定の一貫性を確保できるような手続を確立していること。
3. G. アクレディテーション機関自身のパフォーマンス並びに基準・手続と方針を定期的に自己評価するとともに、そこで得られた情報を改善のために活用することを保証していること。
3. H. アクレディテーションに向けた全ての行動、審査・判定及び最終決定の局面において、スポンサー組織や親組織からの独立性を維持していること。
3. I. アクレディテーションに係る諸作用を効率的かつ効果的に営み続けることのできる財的資源、人的資源並びに活動に必要な諸資源を十全に保持していること。
3. J. アクレディテーションに関わる諸活動において、デュープロセスの手続が確保されていること。
3. K. アクレディテーション・プロセスとそこでの諸決定に関わるものとして、各高等教育機関や教育プログラムに伝えられる「異議申立方針 (appeals policy)」が社会にも公にされていること。
3. L. アクレディテーション機関のスタッフ、実地視察団員、アクレディテーションに係る勧告権を行使する組織体のメンバー並びにアク

レディテーションに係る意思決定を行う組織体のメンバーといった全ての人々を対象に適用される「利益相反方針 (conflict-of-interest policy)」を保持していること。

3. M. アク্রেディテーションの審査・決定, 方針の策定, アク্রেディテーション基準の検証・改定といったアク্রেディテーションに関する諸活動への, 高等教育に従事する教授陣, 社会一般の人々及び実務経験者の参加の機会を設けていること。

3. A. 参考的な証拠書類の例示

- スタッフ, 理事会及び委員会のメンバー構成, 実地視察員登録リストが記されたもの。そこには, メンバーの「多様性 (diversity)」が反映されていなければならない。
- 教育プログラムにおける各種理論, 考え方の視点, 過去の経験における「多様性 (diversity)」を促進することを内容とするアク্রেディテーション基準の存在。
- 公式的なミッション・ステートメントの中に, 「多様性 (Diversity)」, 「公平性 (Equity)」, 「インクルージョン (Inclusion)」(以上の DEI) を内容とする「価値原理に関するステートメント (value statement)」が含まれていること。
- アク্রেディテーション機関の方針・手続において, 上記 DEI の統合が図られていることを示す証拠。

3. B. 参考的な証拠書類の例示

- 書面審査や実地視察の際, 倫理に適った活動を確保するために実施している評価者研修の手続を示したもの。
- 当該アク্রেディテーション機関を代表してそのための活動に従事するに当たり, 高度専門職者として倫理に適った振る舞いの保証を内容とする実地視察員と交わした署名入りの合意文書。

3. C. 参考的な証拠書類の例示

- アク্রেディテーション機関が理事会を置き, そこで, アク্রেディテーションに係る決定を行うために, 定期的に会議を開催していることを示す証拠書類。そうした証拠書類の中には, 紙媒体の議事録のほか, ウェブサイト上にリンクの張られた情報媒体の議事録を含む。

- 理事会／委員会／分科会が、各高等教育機関や教育プログラムを対象に行う判定における、基準・手続規程への適合状況の審査方法を示したものの。

3. D. 参考的な証拠書類の例示

- 基準不足に陥ったことに伴う要求事項を含め、審査プロセスで明らかとなった問題点を、当該高等教育機関や教育プログラムに対して指摘した文書の写し。

3. E. 参考的な証拠書類の例示

- 審査方針を記した文書の中で、要遵守事項とそれを履行するかどうかは被審査者側の選択的判断事項とすることを内容とする該当記述を摘示すること。
- 要遵守事項と改善のための指摘事項との間の違いを明確に区別して扱っていることを示す文書の写し。

3. F. 参考的な証拠書類の例示

- アクレディテーションの審査・決定に関するプロセスを示す文書。そこでは、アクレディテーションに係る措置が、多様に存在する高等教育機関、教育プログラムに対し首尾一貫したものとして実行されていることを示す事例の提示も求められる。
- 意思決定における首尾一貫性を確保するために確立された手続とともに、アクレディテーション基準・同細則の充足状況を判断するため十分な条件を整えていることを示したものの。そうしたものの例として、評価者間の信頼関係に根差した活動実践の状況、評価者のためのオリエンテーションや研修活動、などが挙げられる。

3. G. 参考的な証拠書類の例示

- 評価の際に用いられる情報の内容・種類のほか評価尺度、比較対象尺度、ベンチマークを記すとともに、それらが如何にして現行のアクレディテーションに係る基準・方針の運用を確固たるものにし若しくはそれを補強しているのか、収集した情報は、どのようなものとして加工されていくのか、ということについても示すこと。
- アクレディテーション機関の内部評価（internal evaluation）の実施状況とその結果を記した書面のサンプルとともに、それらの結果が、アクレディ

テーションの改善にどう活用されているかを示したものを。

3. H. 参考的な証拠書類の例示

- アク্রেディテーション機関のアクレディテーション活動が、その親組織から如何に分離独立して行われているかを示したものを。
- 分離・独立が確保されていることを示す「合意の覚え書き（Memorandum of Understanding）」。
- スポンサー／親組織からの独立性が確認できる公式（法令に依拠する）文書。
- アクレディテーション機関としての活動の法的認可を示す書状。

3. I. 参考的な証拠書類の例示

- 給与が支給されているスタッフ（フルタイムのスタッフ、パートタイムのスタッフ、契約スタッフ、コンサルタントなどを含む）、の人数が分かるもの。
- 当該アクレディテーション機関の主要な支出と資産の概要。
- 現在及び過去2年間の予算、実際の収入・支出と次年度の予測が示されたもの。貸借対照表。もし収入が、親組織の提供によるものである場合、その旨が、当該貸借対照表中に明示されている必要がある。
- 当該アクレディテーション機関の組織図が記されたもの。スタッフ配置が、当該アクレディテーション機関の活動領域に如何に適切に対応し得ているかが示されたもの。

3. J. 参考的な証拠書類の例示

- 適格性審査、包括審査プロセス、アクレディテーションの地位の付与、異議申立手続、審査見直しの決定などを含むアクレディテーション・プロセスの全ての部面に適用される「デュープロセス」の方針が記されたもの。
- 「デュープロセス」の手続が具体的に記された書面。

3. K. 参考的な証拠書類の例示

- 異議申立の手続に特化した書面。
- 異議申立に関する方針が掲載されているウェブサイトの URL。
- 異議申立に関する方針が社会一般の人々や高等教育機関、教育プログラムの目の届くところにあることを示す出処。
- 異議申立に関する方針を、高等教育機関や教育プログラムに説明している

ことを示す書簡のサンプル。

3. L. 参考的な証拠書類の例示

- 利益相反方針を示した書面（もしそれが1つにとどまらない場合、例えば、スタッフや委員等の別に複数存在する場合、これに直接関係する全ての方針を提供すること）。
- ア krediteーション機関のスタッフ及び委員等（理事会や委員会のメンバー、実地視察員などを含む）を対象に、利益相反の状況を明らかにするために適用される手続や書面のサンプル。そうした書面は、署名入りのものでなければならない。
- 利益相反に関わるものとして保管されている詳細な記録文書。

3. M. 参考的な証拠書類の例示

- 選出母体であるコミュニティー（公益代表、実務経験者の代表、教員の代表、など）が明示されたもので、理事会／委員会、分科会、実地視察団の構成員及びそれ以外の活動に従事する人々の候補者に係る過去3年間に亘る登録者名簿。
- 社会一般の人々の参加を募った過去の呼びかけのサンプル。
- 実務経験者を対象に、ア krediteーション活動への参加を募った呼びかけのサンプル。

認証基準4. 「国際ア krediteーション (International Accreditation)」

を行うための能力と法令遵守

アメリカ合衆国以外の場所でア krediteーション活動を行っているア krediteーション組織は、基準1～3の充足状況を証明することに加え、次のような手段を講じていることを証明しなければならない。

4. A. 「国際ア krediteーション (International Accreditation)」に従事する上で必要な能力・力量を有していること。
4. B. そのア krediteーション機関の現在の活動及びこれから行おうとする活動に関連づけて、その目的・意図を管轄権を有する海外の諸機関に伝えるとともに、そのための案内・説明を行うよう努めていること。
4. C. アメリカ合衆国内の高等教育機関や教育プログラムに対するのと

実質的に同水準で基準を適用すること。もし、それができない不可避的な理由があれば、その情報を公にすべきである。

4. A. 参考的な証拠書類の例示

- アクレディテーション機関がアクレディットする高等教育機関や教育プログラムの所在するアメリカ合衆国以外の国々の言語、文化に対する豊かな知識・能力と経験をスタッフが有していることを示す書面。

4. B. 参考的な証拠書類の例示

- アクレディテーション機関が、海外の権限ある行政機関と交わした書簡の写し。
- 海外の権限ある行政機関によって発行された活動許可証の写し。

4. C. 参考的な証拠書類の例示

- アクレディテーション基準の適用に当りその修正適用を認める際の意味決定プロセスについて記すこと。過去3年間に行われた修正適用とそうした修正適用が社会にどう伝えられたかを示した事案のサンプル。

[参照 URL]

https://docs.google.com/viewerng/viewer?url=https://www.chea.org/sites/default/files/other-content/CHEA_Standards_and_Procedures_for_Recognition-FINAL.pdf (2022年2月19日閲覧)